

学校給食における異物混入等の公表基準について

平成20年7月15日
体 育 保 健 課

学校給食の安全性をより高めるため、県立学校の学校給食に異物混入等があった場合は、下記のとおり公表基準を定めて公表することとする。

記

1 公表対象について

○異物の混入

※ 異物……本来、食材や食品の中にあるべきではないもの

(例：金属類、ガラス片、樹脂類、ゴム類、毛髪、虫、紙・木片、繊維類
洗剤・塩素等の化学物質)

○食品の加熱不足等

○腐敗・異臭等

2 公表についての考え方

【公表する場合】

- 人的健康被害の恐れが高いもので、明らかに業者等に瑕疵が認められるもの
ただし、業者等の瑕疵の有無が直ちに明らかにならない場合は、「原因等調査中」として公表する。

例：金属類(針、スライサーの刃)、ガラス片など

- 1回ごとの事例では下記の「公表しない場合」に該当するときでも、短期間に複数回続いた場合

【公表しない場合】

- 人的健康被害の恐れが極めて低いもの、または人的健康被害がないもので、業者等に瑕疵が認められないもの

例：食べ物に由来するもの(骨、卵殻、貝殻)などで、異物の除去により給食全体への影響が生じないもの

3 公表のタイミング

- 発見後、速やかに混入の経緯等調査し、経緯や原因がほぼ確定した時点で公表する。
※ 原因究明に時間を要する場合は、「原因等調査中」として公表する。

4 公表の方法

別紙様式による

資 料 提 供	
平成 年 月 日	
担 当 課 (担当者)	鳥取県教育委員会体育保健課 ()
電話番号	

学校給食における異物混入等について以下のとおり報告します。

学 校 名		校 長 名	
発見日時	平成 年 月 日 () 時 分		
発見場所	ア 配膳室 イ ランチルーム ウ 教室 エ 職員室 オ その他 ()		
発見時点	ア 配膳中 イ 食べる前 ウ 食事中 エ その他 ()		
発 見 者	ア 職員 イ 児童生徒		
調理場名(業者名)			
異状のあった 献立、食品			
異物混入 ()	献立・ 食品名		
加熱不足 ()	状況		
腐敗 ()			
異臭等 ()			
その他 ()			
健康被害の有無	無 ・ 有 ()		
対応状況			